

【別添3】登録申請時の申請書類の変更について

- 国土交通省登録資格として登録されるためには、「登録規程※」で定められている複数の要件の全てに適合していることが必要です。(登録規程第五条)
- その要件の一つである、申請された民間資格が登録を希望する施設分野等に求められる知識・技術を有していることを確認するための申請書類について、次回の平成29年度の公募より、以下のとおり変更する予定です。なお、この変更は「技術者資格制度小委員会」の意見も踏まえ実施するものです。
- 詳細な内容は、平成29年度の公募時に改めてお知らせします。

これまで

(登録規程第5条第1項第5号関係)

※登録規程

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の略

- ・要件と資格付与試験等の対応表
(要件に対し、申請者が要件を満たすと判断する試験問題の番号等を記載した定型様式)
- ・添付資料
申請者が要件を満たすと判断する試験問題等(抜粋可)

【対象とする試験等】

- ・過去5カ年程度で実施された試験等

変更点(H29年度公募より予定)

- ・申請者と審査側の事務負担も考慮し対象とする試験等を次の1回分とするとともに、添付資料は試験問題等の全体とする。

【対象とする試験等】

- ・新規申請時：直近に実施された試験等
- ・更新申請時：前回登録後に実施された試験のうち、国土交通省が指定する年度の試験等(5年おき)